

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : パナソニック産機システムズ株式会社
代表者及び住所 東京都墨田区押上1-1-2
代表取締役社長 右近 貞治
2. 指名停止措置期間 : 令和7年7月18日から令和7年9月17日まで(2ヶ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : パナソニック産機システムズ株式会社は、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。
このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和7年1月31日付けで建設業許可部局である関東地方整備局長より監督処分(22日間の営業停止処分)を受けた。
5. 指名停止措置理由 : パナソニック産機システムズ株式会社が建設業法の規定により、監督処分(22日間の営業停止処分)を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。
従って、本件については、指名停止2ヶ月を適用する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(建設業法違反行為)

13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)

○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL : 06-6942-1141

契約課長 柳原 宏明 (内線 2511)

建設専門官 早川 健 (内線 2512)